

目 次

令和 5 年 9 月 2 1 日（木曜日）

議事日程（第 1 号）

開議（午前 9 時 3 0 分）

招集告示 1

議会運営委員会委員長報告 1

開会、開議 5

諸般の報告 5

会議録署名議員の指名 5

会期の決定 5

閉会中の継続調査結果報告 6

（総務建設常任委員会） 6

（教育民生常任委員会） 9

委員長報告に対する質疑 1 3

（総務建設常任委員会） 1 3

（教育民生常任委員会） 1 3

議案の上程、提案理由の説明 1 3

（議案第 1 号～諮問第 1 号）

提案理由に対する質疑 2 0

（議案第 1 号～諮問第 1 号）

委員会付託 2 1

（議案第 1 号～議案第 2 号、議案第 4 号～議案第 1 1 号）

採決（諮問第 1 号） 2 1

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号） 2 2

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号） 2 2

討論、採決（発議第 1 号） 2 3

休憩（午前 1 0 時 3 8 分） 2 3

再開（午前 1 0 時 4 4 分） 2 4

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号） 2 4

休憩（午前 1 0 時 4 5 分） 2 5

再開（午前１０時４７分）	２５
決算特別委員会の正副委員長の決定	２５
委員会付託（議案第３号）	２６
議案の上程、趣旨説明（発議第２号）	２６
趣旨説明に対する質疑（発議第２号）	２８
討論、採決（発議第２号）	２８
議案の上程、趣旨説明（発議第３号）	３１
趣旨説明に対する質疑（発議第３号）	３２
討論、採決（発議第３号）	３３
散会（午前１１時１２分）	３５

令和 5 年 9 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 85 号

令和 5 年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 9 月 14 日

土庄町長 岡 野 能 之

- 1、期 日 令和 5 年 9 月 21 日（木）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和 5 年 9 月 21 日（木曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 5 年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が 2 件、決算認定が 1 件、総合計画関係が 1 件、条例関係が 4 件、契約関係が 2 件、土地開発公社関係が 1 件、人事案件 1 件の合計 12 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る 9 月 14 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等につ

いて、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 9 月 14 日、委員会室におきまして、9 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 21 日から 27 日までの 7 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に、閉会中における継続調査結果について、各常任委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より議案第 1 号から諮問第 1 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 1 号から議案第 2 号まで、および議案第 4 号から議案第 11 号までを各常任委員会に付託いたします。

次に、諮問第 1 号の採決を行います。

続きまして、発議第 1 号 決算特別委員会の設置についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行い、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてで、委員の指名を行います。

次に、閉会中の決算特別委員会に議案第 3 号の付託審査をお願いいたします。

続きまして、発議第 2 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置についての、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、発議第 3 号 インボイス制度の実施の中止を求める意見書についての、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

22 日から 26 日までは休会とし、27 日は、はじめに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて、一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 9 月 12 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 1 号から議案第 2 号まで、議案第 4 号から議案第 11 号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申し出について、採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただきまして、9月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から27日までの7日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和5年9月21日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について2件、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、令和4年度決算に基づく資金不足比率について、令和4年度一般財団法人小豆島北部みらい事業報告および決算ならびに令和5年度一般財団法人小豆島北部みらい事業計画および予算についての報告を配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認をいただきたいと思います。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について2件配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、11番 福本達雄君、1番 岡本真澄君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、9 月 21 日から 9 月 27 日までの 7 日間にいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 27 日までの 7 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

閉会中の令和 5 年 9 月 6 日に、総務建設常任委員会を開催しましたので、そ
の内容を報告いたします。

総務課から 1 点説明がありました。

土庄町土地開発公社の解散について、土庄町土地開発公社は町に代わって土
庄港周辺整備などのための施設用地を先行取得することで、本町のまちづくりに
貢献してきたが、地価の下落傾向、近年の社会情勢の変化などにより、公社
の存在意義が低下している。また、令和 5 年 3 月に、一般廃棄物処理施設整備
用地として平成 23 年に取得した土地を町に売却したことにより、金融機関から
の借入金の返済が完了した。これらを踏まえ、公社設立の目的は終えたと判断
し、解散の手続きを進めようとするものである。

現在の土地開発公社の財産として残っている現金 1000 万円余りは、清算手続
き後、町に返ってくると説明がありました。

次に、企画財政課から 3 点、1 点目、第 7 次土庄町総合計画の案について、6
月の閉会中委員会にも報告のあったとおり、6 月 25 日から 1 カ月のパブリック
コメント、7 月 15 日の住民ワークショップ参加者への報告会、そして、7 月 22
日には第 4 回土庄町振興計画協議会を実施し、いただいたご意見を踏まえ、計
画（案）のとりまとめを行った。

総合計画は、大きく分類して、序論、基本構想、基本計画、資料編の 4 つで構成されており、概要版を用いて、計画の全体像についての説明をうけました。

大きなところだけ申しますと、第 7 次総合計画で掲げる、まちの将来像は、「人と自然が輝く、みんなで創るアイランドタウン とのしょう」であり、総合計画の軸となる 5 つの基本方針を柱とし、さまざまな個別施策を展開していくものとなっています。

2 点目、公共交通事業継続支援金は、昨年度に続き、コロナ臨交金事業として燃料高騰などに影響を受けている公共交通事業者を支援するため、9 月議会で補正を予定しているとの説明がありました。

3 点目、来年の 11 月 2 日、3 日に全国醤油サミットを小豆 2 町で開催する予定としている。醤油への理解と消費の拡大、また、今後の醤油文化のさらなる発展を目的に実施する全国大会であり、現在、実行委員会を組織するための準備を進めているとの報告がありました。

次に、税務課から、最近の新聞等で全国の自治体や香川県内の市町で介護保険料の遡及賦課誤りが報じられたが、当町でも調査の結果、介護保険料の賦課誤りが判明した。

原因は、法解釈の誤りにより、正しくシステム設定ができていなかったもので、増額更正により過大に徴収してしまったケースは、速やかにお詫びの文書を送付し、還付の手続きを進め、減額更正により過大に還付したケースは、徴収できる期間を過ぎているため返還は求めない。今後の再発防止に努めていくとの報告がありました。

次に、会計課より、「土庄町入札契約監視委員会」についての報告がありました。

7 月 25 日に第 1 回の委員会を開催し、委員には、香川大学の渡邊 誠（わたなべ まこと）教授、碧海総合法律事務所の徳田 洋一（とくだ よういち）弁護士、白川公認会計士事務所の白川 尊大（しらかわ たかひろ）公認会計士を選任し、委員長は委員の互選により、渡邊教授が就任した。

委員会の議事としては、まず入札制度の進捗状況を報告し、次に指名停止業者の報告、最後に令和 4 年度中の入札契約について報告し、委員会で抽出した案件について質疑応答を行った。

今回の委員会は、令和 5 年度上半期における発注案件を対象に 11 月から 12 月頃に開催する予定となった。全体を通しての意見は、物品調達や役務の提供についても審議対象にすべきであること。

捜査機関との連携を深め、裁量を働かせることなく機械的に捜査機関に通報する仕組みとすること。

委員会から町当局に勧告ができるようにすべきであること。

以上の３点について意見をいただいた。

土庄町入札契約監視委員会の審議結果は公表すべき事項となっているので、町のホームページに掲載する予定である。第２回以降については、終了後、なるべく早く公表する予定であるとの報告がありました。

委員から「応札者が１者の案件が１０件あることについて、入札参加資格を香川県内にすればという意見」について、現時点どう考えているかとの質問に、入札に関して香川県内という可能性の場合もあるが、地元業者の育成を第一に考えてほしいという議会からの要望も承っている。他の同じような工事とあまりに差が出るのであれば見直すが、町としてはできるだけ地元というかたちをとりたい。監視委員会の委員長から価格、官製談合という部分を見ていただいて、かなり厳しい指摘の言葉もいただいた。監視委員会の委員と話をしながら進めていきたい。」との回答がありました。

次に、建設課から３点、沖之島離島架橋事業について進捗状況の説明のあと、赤坂（後ほど、訂正あり）Ｃ地区急傾斜崩壊対策事業について、香川県急傾斜地崩壊対策事業費県費補助金を活用し、令和３年度から工事を進め、今年度で事業全体が完了予定との説明があった。

また、刈崎都市下水路事業の大谷ポンプ場整備概要についての説明があり、大谷ポンプ場幹線整備工事（１工区）については、おおむね工事は完了しており、舗装復旧および函渠の製作等が残っている。今後、雨の多い出水期を外した１２月以降の次期工事発注を目指しているとの説明がありました。

次に、農林水産課から２点、１点目、畜産に係る飼料価格高騰対策支援事業として、昨年からの燃料価格高騰などにより、令和３年７月と今年の７月の飼料作成（後ほど、訂正あり）の価格を比較すると約２０％価格が上昇しており、深刻な影響を及ぼしていることから、コロナ臨交金を活用し、畜産農家６件に対し、令和５年４月から９月までに購入した費用の２０％、上限を５０万円として支援する予定であるとの説明がありました。

２点目、台風７号の被害状況について、農業園芸施設では、小海地区のいちごのビニールハウス３棟でビニールが破れる被害、農地では屋形崎地区において畑の石積畦畔の崩落被害、農業用施設では、木香地区での農道法面と屋形崎地区での路肩の崩落等の被害、水産関係では、小部漁港区域の恵門川の河口で土砂が堆積したとの報告がありました。

次に、商工観光課から説明が２点、報告が２点、１点目、持続可能な観光への取り組みについて、土庄町は２０２２年度、持続可能な観光推進モデル事業に採択され、鋭意取り組んでおり、併せて本年度から小豆島は一つという考えのもと、小豆島町とともに取り組んでいる。

主な取り組みとして、小豆島観光ビジョンが策定中であり、持続可能な観光

PR 動画の作成や事業者支援、事業者・住民・職員向けの研修を行っている。

また、土庄町としての持続可能な観光への取り組みの中で、食にスポットを当て、産学官連携事業を行っており、小豆島土庄町の食の魅力を発信することで小豆島の誘客につなげていきたいと考えているとの説明がありました。

2 点目、地域一体となった観光地の再生観光サービスの高付加価値化事業については、昨年度に続き、小豆島地域として両町で採択されている。地域計画の事業の取り組みとして小豆島全体で 22 事業が採択されており、基本的に 2 分の 1 の国からの補助があり、総額 9 億 6 千万円の事業費となっている。

また、実証実験では、島内を周遊する観光ツアーバスを運行し、小豆島の滞在時間、宿泊を促そうとするものと、もうひとつは、両町で負担してアドベンチャーツーリズム、SDGs を絡めた体験モニターツアーなどを予定し、その意見を集約しながら、コンテンツを作っていこうとするものであるとの説明がありました。

その他、どでかぼちゃ大会と小豆島まつりについての報告が 2 点ありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

すいません。2 点ほど、訂正させていただきたいと思います。

建設課の報告のところで、沖之島離島架橋事業についての進捗状況の説明の後、赤崎 C 地区のところを赤坂と誤って言ってしまいました。正しいのは、赤崎です。赤崎 C 地区急傾斜になります。

あと、2 点目ですが、農林水産課の方で令和 3 年 7 月と今年の 7 月の飼料作物というのを飼料作成と言ってしまいました。正しいのは、飼料作物の価格を比較するとの誤りが正しい部分です。作物の方です。以上、2 点訂正いたします。すいません、申し訳ございませんでした。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

閉会中の令和 5 年 9 月 6 日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容について報告をいたします。

教育総務課から、大鐸こども園建設工事実施設計業務について説明がありました。リフォームおよび増築、あるいは全面建て替えにするか検討してきましたが、コスト面、工法、地元理解等を考慮して、全面建て替えを選択したいと

考えている。今年度、当初予算では、実施設計委託料 780 万 9 千円を計上しているが、全面建て替えによる設計面積が 175 m²に増加すること、周辺の水路、道路、隣地との境界を確定する必要があるため、来年度実施予定であった測量業務を先行して実施する必要があること、地盤の状況確認のためにボーリング調査を行い、基礎工事の設計を行うことが必要で、500 万円不足することから、9 月議会での予算措置を考えているとの報告がありました。

委員から、「子どもの遊ぶところが確保できるのか」と質問があり、執行部からは、「遊具は、建物の南側に配置しており、今までどおり使える。運動会等については、地元の理解を得ながらゲートボール場を利用させてもらうことも考えている」と、答弁がありました。

委員から、「国の補助は」との質問があり、執行部から「辺地債を活用し、8 割の交付税バックがある。補助金等はなく、辺地債を活用してできるかぎり町に有利な起債を使う予定にしている」と、答弁がありました。

委員から、「解体費用は入っているのか」と、質問があり、執行部から「解体費は、次年度に設計予定で、建設中に設計する予定。参考までに四海こども園の解体費用が m²あたり 3 万 9 千円かかるため、トータル 682 万 5 千円の増の見込みになると答弁がありました。

続いて、健康福祉課からは 3 点説明がありました。

1 点目、非課税世帯に 3 万円または 1 万 5 千円を給付する「価格高騰重点支援給付金事業」について、対象世帯数は、まだ変動する可能性はあるが、9 月 4 日現在 1907 世帯で、そのうち予定も含め、1799 世帯に給付しており、辞退は 2 世帯、申請率は 94.4%。また、被扶養者のみ世帯は対象世帯 210 世帯に対し、201 世帯に給付しており、申請率は 95.71%。なお、家計急変の申請は 7 世帯あり、7 世帯とも給付決定しているとのことでした。

次に、子ども食堂とフードバンクを実施している団体に 1 万円（後ほど、訂正あり）を補助する「価格高騰対策補助事業」は、該当する 2 団体から申請を受理し、既に給付手続きを完了したとのことでした。

2 点目、新型コロナウイルスワクチンの接種について、今年度は、国庫補助を財源とし、国の方針に沿って、初回接種に加え、65 歳以上の高齢者のほか、5 歳から 64 歳までの基礎疾患を有する方、そのほか重症者リスクが高いと医師が認める方および医療従事者・高齢者施設等の従事者の方に対して接種を実施してきたとのこと。9 月 19 日をもって春開始接種を終了し、9 月 20 日から来年 3 月 31 日まで重症者を減らすことを目的とした接種を引き続き実施する。現在も重症者が一定程度生じており、重症化リスクが高くない者であっても、接種機会を確保することが望ましいとされていることから、初回接種を完了した追加接種可能な全ての者を対象に接種を実施するとのこと。

秋開始接種の接種期間については、小豆郡内の医療機関において、9月25日から来年3月31日までの予定としており、接種実施体制については、春開始接種と同様の接種体制としているとのことでした。

接種方法については、小豆郡医師会の協力を得て、医療機関での個別接種を実施する。また、豊島地区については豊島健康センターにて個別接種を行い、高齢者施設等については、嘱託医による接種を実施する。

初回接種については、郡内の医療機関においては、小豆島中央病院のみとなっており、3月31日まで実施する。追加接種については、5月20日から開始しました春接種が9月19日をもって終了となるので、その後、9月25日から3月31日まで、最終接種日から3カ月を経過した者に対して秋開始接種を実施すると説明がありました。

委員から、「新しい株が出ていると聞いているが、県下ではどれくらいかわかるか」と質問があり、執行部から「8月のゲノム解析によると香川県でもEG.5が出てきているという情報があるが、割合までは示されていない」と、答弁がありました。

3点目、小豆圏域周産期医療については、7月31日の全員協議会後の経過について報告がありました。

8月10日に香川大学医学部の金西教授、香川県医務国保課、子ども家庭課、小豆島両町、小豆島中央病院が集まって、第1回小豆圏域周産期医療検討会を開き、3回程度のスケジュールで、年内に取りまとめることとした。また、検討課題として、「小豆圏域の周産期医療の現状と課題について」検討委員内で共通認識を確認し、連携病院については、妊婦の交通の関係を考慮して、香川大学病院だけでなく香川県立中央病院も賛同いただくよう協力依頼をすることになった。また、この制度が軌道にのった状態で、高松日赤にも協力を依頼することになったと報告がありました。

8月30日の第2回検討会では、香川県立中央病院の産婦人科の医局長が参加し、小豆島中央病院のセミオープンにおけるマニュアルの確認を行った。また、連携における医療機器の整備について、各病院からの意見を聞き調整し、機器導入における補助についても県から助言をもらった。また、利用者への補助については、町としての考え方を協議し、詳細について、県を含めもう一度検討することになった。

以上が、第2回の検討会の内容で、第3回を10月中の予定で検討しており、そこで医療機器の整備と利用者の補助について協議し、基本方針を決定したいと報告がありました。

今後の予定として、基本方針の決定を受けて、利用者補助要綱の整備をした後、その要綱に対する予算の検討を行い、今年度12月に補正予算を考えている。

利用者周知は、令和 6 年 1 月からの新規妊婦受診者に対し、小豆島中央病院からこの制度について説明を行い、役場でも母子手帳交付時の面接で、補助要綱などの説明を行う。また、病院ならびに両町において、広報誌やホームページにてこの制度を掲載する予定とのことです。

本来、セミオープン制度については、小豆島中央病院としては令和 6 年 4 月以降に実施することになっていた。また、当初、低リスクの妊婦は、経産婦を対象にしていたが、香川大学や小豆島中央病院との協議の結果、対象者および開始時期について緩和していただけることになったと報告がありました。

委員から、「産みづらいという先行イメージになるが、今やっていることの周知徹底はどのように考えているのか」と、質問があり、執行部からは「安全性を考えたらメリットもあることや、補助制度などにより、影響を最小限に留めることをわかっていたいただけるような広報に努めていく」と答弁がありました。

委員から、「里帰り出産 100%無理なのか」との質問に、執行部からは「当初、病院議会で経産婦のみの低リスクの人が、小豆島中央病院で産めるという話をしたと思うが、経産婦だろうが初産だろうが里帰りだろうが低リスクの方は小豆島中央病院の方でお産ができるというかたちに変わっている。そのあたりは緩和というか変更されたところである」と、答弁がありました。

住民環境課からは、二酸化炭素排出抑制対策事業について説明がありました。

現在、土庄町では、2030 年度における二酸化炭素排出量の目標を、2013 年度を 100 として 74%と定めている。また、今後は国、県と同様に 2050 年度カーボンニュートラルの実現を目指していく必要があるとのことから、町では、昨年 9 月に、町内の電気工事業者に再生可能エネルギー導入に向けた提案募集を実施したところ、1 社から提案書を受理した。その 1 社と共同で公共施設等への太陽光発電整備等の導入調査について、一般社団法人地域循環共生社会連携協会に事業申請し、7 月にその交付決定通知を受け、現在は町の公共 30 施設での設置可否の調査を開始している。

今年度 1183 万 500 円の事業費のうち、800 万円が補助金で残りは共同申請者の負担であります。今後の予定として、設計図書等から計算した設置可能施設での配置計画、現状分析、調査報告等を行い、年度末までに事業実績報告書を提出する予定としている。その結果を基に、その各施設に太陽光発電設備を設置するか協議し、決定すれば来年度に設置工事を行っていく予定だということです。また、その工事費用も共同申請者の負担で行うので、町としては町有地の空いているスペースを有効活用して、太陽光発電設備の設置を了承し、その電力を購入することで二酸化炭素排出抑制につなげるイメージであると報告がありました。

委員から、「実際の実施はいつからはじまるのか」「既存の電気料より安いと

言ったが」との質問があり、執行部から「今年度は実証実験、調査がメインで、予定は決まっていない」「料金も実証実験の結果待ち」との答弁がありました。

委員から、「太陽光発電設備の耐用年数はどのくらいか」との質問に、「だいたい 20 年ぐらい」と、答弁がありました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

すいません。失礼いたしました。訂正を行います。

健康福祉課の方で報告をいたしました、子ども食堂とフードバンクの実施団体、実施している団体への補助金について間違えて 1 万円という報告をしてしまいましたけれども、正しくは 10 万円が正しい金額になります。以上で、報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 1 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）の件から、日程第 15、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際に説明いたします。歳出としまして、18 ページ、19 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、7 目 企画費の地域公共交通活性化・再生総合事業 845 万円です。昨年度に引き続き、燃料高騰等による影響を受けている公共交通事業者を支援するため、支援金を給付します。これまでと同じくフェリー 100 万円、20 t 以上の旅客船 50 万円、20 t 未満の旅客船 20 万円、タクシー 5 万円としています。全額臨交金を充当します

9 目 自治振興費の自治振興助成事業 129 万 4 千円です。見目自治会の集会所が、台風 6 号の影響により修繕が必要となり、自治会振興助成金交付要綱に基づき事業費の 3 分の 1 を助成します。

11 目 豊島交流センター費の豊島交流センター維持管理費 6 万 1 千円です。豊島交流センターの待合所ロビーに設置しているテレビが故障したため、買い替える費用を計上しております。

2 款 総務費、2 項 徴税費、2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費 291 万 5 千円は、令和元年度より、住民税に上乗せされるかたちで森林環境税が徴収されていましたが、令和 6 年度より、独立して徴収されることとなっており、必要となるシステム改修を実施するための経費を計上しています。

3 項 戸籍住民基本台帳費、1 目 戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業 4 万 6 千円は、現在、勤務中の会計年度任用職員の住所地が変更となったことにより通勤費を補正するものです。全額、国費が充当されます。

続いて、20 ページ、21 ページをお願いします。

3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費の価格高騰重点支援給付金事業▲26 万円は、低所得者世帯等に対する物価高騰支援を行う事業ですが、低所得者分の内、国費の対象とならない被扶養者世帯については、臨交金の重点支援分として活用しています。現時点での臨交金不用額を他の事業に活用す

るため、減額補正を行うものです。

2 目 高齢者福祉費の介護保険事業▲3 万 9 千円は、介護保険事業特別会計への繰出金の減額補正です。詳細につきましては、特別会計の方で説明させていただきます。

2 項 児童福祉費、4 目 保育所費の私立・町外保育所運営事業 12 万円は、私立保育所を対象に、県が 8 月より使用済み紙おむつの処理費用補助を開始したことを受け、私立 3 園に処理費用を補助します。補助基準は、児童 1 人あたり 4 千円とし、その 2 分の 1 に対して県費が交付されます。

8 目 少子化対策費の特定不妊・不育症治療費助成事業 134 万 4 千円です。今年度、保険外診療分も含めて 7 件分を当初予算に計上していましたが、現在 10 件の申請があり、不足が生じたため、増額補正を行うものです。同じく、その下のこどもさくら公園維持管理費 8 万 4 千円です。公園の中央にある桜の老木が傷んできており、危険であるため支柱を設置するための経費です。

9 目 こども園費の大鐸こども園建設事業 536 万 5 千円は、園舎の一部建て替えから全棟建て替えに変更となったことから、必要経費を計上しています。財源として辺地債を充当する予定です。

22 ページ、23 ページをお願いします。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業 2146 万 5 千円です。今年度、4 月に専決処分にて補正しました春開始接種に続き、9 月 20 日より秋冬接種が開始されてることから、必要となる関係経費を計上しています。

2 項 清掃費、3 目 し尿処理費のし尿処理事業 2 万 7 千円は、年約 5 回、沖之島・小豊島のし尿収集のためフェリーを借り上げていますが、燃料高騰により借上料が上昇したため、当初予算との差額を予算補正しています。

続いて、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費の豊島食プロジェクト推進事業は、豊島の農業振興に従事する地域おこし協力隊 2 名について、活動内容に合わせた予算とするため、節の組み替えを行います。

24 ページ、25 ページをお願いします。

1 項 農業費、4 目 畜産業費の飼料価格高騰対策事業 300 万円は、物価高騰により飼料価格が値上がりしているため、畜産農家 1 件あたり 50 万円を上限として補助金を支出するものです。

5 目 農地費の農地一般事業 96 万 9 千円は、島根県で開催される中国・四国中山間地域総合整備事業推進協議会総会および研修会への参加に係る経費を計上しています。また、単県土地改良事業嵩上補助金については、事業計画の変更により不足する額を計上しています。

2 項 林業費、1 目 林業振興費の森林病虫害等防除事業 17 万 9 千円は、銚子

溪から寒霞溪にかけて道路沿いの枯れ松を撤去する費用で、財源として森林環境譲与税を充当します。

続いて、森林整備促進基金積立費 46 万円は、今年度の交付決定を受け、当初予算との差額から先ほどの枯れ松撤去費への充当を除いた額を積み立てます。

26 ページ、27 ページをお願いします。

3 項 水産業費、1 目 水産業振興費の水産振興事業▲500 万円は、漁業組合等が管理する照明灯の LED 化に対する補助金ですが、現状での不用見込み額を減額しています。

3 目 漁港建設費の単県漁港改良事業 103 万円です。鹿島漁港は石材の高騰、唐櫃漁港は浮棧橋のチェーンの高騰により不足額を計上しています。同じく、3 目の町単漁港改良事業 44 万 9 千円です。委託料については、小海漁港の測量設計委託料の減、工事請負費については、鹿島、四海、見目漁港の実績に基づく額を計上しています。

続いて、7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の地域雇用活性化推進事業は、雇用創造協議会へ派遣している地域おこし協力隊 1 名が研修会に参加するため、節の組み替えを行います。

続いて、物価高騰等対策支援事業▲110 万 5 千円は、物価高騰に係る支援として事業者に給付金を給付する事業ですが、事業が完了したことに伴い不用額を減額いたします。

3 目 観光費の観光事務費 95 万 5 千円は、都市部などへの PR 事業として、東京・大阪での旅行業者を対象とした商談会、東京農業大学で実施される文化祭、デパートでの物産展などに参加するための旅費 16 万 4 千円を計上しています。また、観光客の増加により各種パンフレット等の在庫がなくなりつつあるため、増刷のための需用費 34 万 2 千円を計上しています。

役務費は、小馬越から笠ヶ滝にかけて広がるオリーブ百年の森の民有地の返還に係る原状復旧費として草刈り手数料 44 万 9 千円を計上しています。同じく、3 目 観光費の観光団体・イベント助成事業 530 万円は、小豆島観光再生活活性化会議が実施する 2 つの事業に対する負担金を計上しています。1 つ目は、島内での滞在時間の増加につなげ宿泊を促進させるため、定期観光バスを午後から実証運行させる事業です。2 つ目は、小豆島の新たな体験コンテンツの商品化を図るため、インフルエンサーによる体験モニターや女子旅の体験モニターを実験的に行う事業です。

28 ページ、29 ページをお願いします。

レンタサイクル貸出事業 5 万 2 千円は、電動自転車のバッテリーが、物価高騰により単価が上昇したため、不足額を計上しています。

地域資源活性化事業 45 万円は、SDGs 推進のため、小豆島観光協会が実施す

るサステナブルツーリズム、持続的な観光に係る研修負担金を計上しています。

8 款 土木費、1 項 土木管理費、1 目 土木総務費の土木総務事務費 43 万円です。老朽化により壊れた測量機器および大判が印刷できるプリンターを買い替えるための備品購入費を計上しています。

2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費 88 万円は、6 月の大雨に伴う町道 4 路線の側溝堆積物除去費用および元目馬越線倒木撤去費用を計上しています。

2 目 道路新設改良費の町道新設改良事業▲300 万円は、LED 化事業費補助金について、現段階での不用見込みを減額しています。また、社会資本交付金事業（沖之島離島架橋）については、監理委託料が不用となったため、工事費の方へ節の組み換えを行います。

30 ページ、31 ページをお願いします。

3 項 河川費、1 目 河川総務費の河川等維持管理費 52 万 8 千円は、大開川堆積物除去は 6 月の大雨の際に、宮前川の張りコンクリート修繕は台風前に対応済みであるため補正対応をいたします。

続いて、4 項 港湾費、2 目 港湾建設費の港湾改良事業 176 万円は、5 月末に会計検査院の検査があり、指摘を受けたことから、天端の改良工事を行うものです。過疎債を充当する予定としています。

5 項 都市計画費、3 目 下水道建設費の社会資本交付金事業（都市下水路整備）です。大谷ポンプ場においては、管路を整備しているところですが、民家側の地盤改良工事を実施する必要がある、不足する工事費を委託料から組み替えて対応するものです。

6 項 住宅費、1 目 住宅管理費の公営住宅維持管理費 88 万円は、青門ヶ丘住宅の 2 階の給水管から漏水し、1 階の部屋に被害が出たため、原状復旧する経費を計上しています。

32 ページ、33 ページをお願いします。

2 目 改良住宅管理費の改良住宅維持管理費 2 万 2 千円は、令和 4 年度に徴収した改良住宅使用料のうち、還付が発生したため、還付金を計上しています。

9 款 消防費、1 項 消防費、2 目 非常備消防費の消防団運営事業 14 万 8 千円は、柳班のモーターサイレンに不備が見つかり買い替えるものです。町が本体を購入し、地元自治会が設置工事費を負担することとしています。

10 款 教育費、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校運営事業 8 万 8 千円は、外国人児童に対応するため、土庄小学校に日本語講師を派遣するための経費を計上しています。

4 項 社会教育費、4 目 図書館費の中央図書館維持管理費 4 万円は、小豆島ライオンズクラブよりいただいた寄付金を図書購入費として計上するものです。

34 ページ、35 ページをお願いします。

2 段目になります。11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、3 目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業 12 万 3 千円は、小部の恵門川河口に砂が堆積しており、川からの水の滞留を防ぐため、砂を撤去する費用を計上しています。

1 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、財源の不足分につきましては、繰越金を充当しております。今回の補正額は 4951 万円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 95 億 9682 万 5 千円となります。

次に、議案書 39 ページをお開きください。

議案第 2 号 令和 5 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としましては、48 ページ、49 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の一般管理事業▲3 万 9 千円は、介護認定調査員の期末手当不足分の増額および通勤に係る費用弁償の減額を計上しております。

これらは、一般会計からの繰り入れて賄っているため、歳入の一般会計繰入金も減額となります。このため、一般会計の介護保険事業において、同額の特別会計繰出金が減額となっております。

続いて、6 款 諸支出費、1 項 償還金及び還付加算金、1 目 償還金の返還金事業 1 億 1172 万 7 千円は、令和 4 年度に収入した国費の精算による返還金を計上しています。全額繰越金により賄います

39 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1 億 1168 万 8 千円の増額となり、補正前の予算額と合わせますと 21 億 3027 万 6 千円となります。

補正予算関係の説明は以上でございます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続きまして、議案 3 号からご説明申し上げます。議案書の 51 ページをご覧ください。

議案第 3 号 令和 4 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度土庄町一般会計および特別会計の歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

議案書 52 ページをご覧ください。

議案第 4 号 第 7 次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定についてでございます。

土庄町総合計画策定条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 7 次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

現行の第 6 次土庄町総合計画の計画期間が終了したことに伴い、第 7 次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画を策定しようとするものでございます。

議案書 53 ページ、54 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に従事する国家公務員に係る「防疫等作業手当の特例」を廃止する人事院規則の改正が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が 5 類に変更になったため、感染症法上の規制が緩和されたことから、防疫等の作業に従事した際の特殊勤務手当の項目を削除するものでございます。

議案書の 55 ページ、56 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土庄町入札契約監視委員会設置条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町入札契約監視委員会から入札制度等に対して意見の具申や勧告ができるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書 57 ページから 59 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土庄町奨学金条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町奨学金の対象学校を拡大し、奨学生の資格および申込回数を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものです。今年度の対象者にも適用するため、遡及適用をいたします。

議案書の 60 ページ、61 ページをご覧ください。

議案第 8 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。条ずれのみの改正でございます。

議案書の 62 ページをご覧ください。審議資料は 66 ページ、67 ページになります。

議案第 9 号 工事請負契約の締結についてでございます。

赤崎（C）地区急傾斜地崩壊対策工事（第3工区）について、入札後審査型一般競争入札の結果、契約金額6875万円で、有限会社高橋建設 代表取締役 中村伸也と工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

議案書63ページをご覧ください。審議資料は68ページになります。

議案第10号 汚泥等運搬車の購入についてでございます。

御影浄苑の基幹的設備改良工事（循環型社会形成推進交付金事業）に伴い、汚泥等の焼却を小豆島クリーンセンターに委託するため、汚泥等運搬車両購入することについて議会の議決を求めるものでございます。汚泥等運搬車1台を707万9635円で、有限会社カードック岡田 代表取締役 岡田謙司から購入することについて、議決を求めるものでございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

議案書64ページをご覧ください。

議案第11号 土庄町土地開発公社の解散についてでございます。

土庄町土地開発公社設立の目的は終えたものとして、土庄町土地開発公社理事会において解散の同意を得たため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議案書65ページをご覧ください。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現委員の河野宏宜氏が令和5年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。本人の経歴等については、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第1号～諮問第1号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第1号から諮問第1号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 2 号までと、議案第 4 号から議案第 11 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 1 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 2 号、議案第 4 号～議案第 11 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 2 号までと、議案第 4 号から議案第 11 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 2 号までと、議案第 4 号から議案第 11 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

採決（諮問第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 15、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

諮問第 1 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 16、発議第 1 号 決算特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

発議第 1 号について、趣旨説明をさせていただきます。

決算特別委員会の設置について、別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項および第 2 項の規定により提出いたします。

令和 4 年度 土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第 109 条および土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置しようとするものであります。

委員会の名称、決算特別委員会、設置の期間、議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。委員の定数、7 名、設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について、特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

ます。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで、暫時休憩いたします。決定第 1 号の議案は配布しております。

議員の皆さんは一旦、委員会室にお集まりください。なお、この時間を利用いたしまして、トイレ休憩もお願いいたします。

再開は、委員の皆さまが全員お集まりになりました次第、再開をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 38 分

再 開 午前 10 時 44 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）
再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（濱野良一君）
日程第 17、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会委員に、1 番 岡本真澄君、2 番 石井亨君、3 番 宮原隆昌君、6 番 井藤茂信君、7 番 大野一行君、8 番 鈴木美香君、そして私 濱野良一、以上 7 名の諸君を指名いたします。

○議長（濱野良一君）
お諮りいたします。ただ今指名の諸君を、決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思います。委員の皆さまは、委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 45 分

再 開 午前 10 時 47 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長の決定

○議長（濱野良一君）

休憩中に、決算特別委員会の正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

委員長 井藤茂信君、副委員長 宮原隆昌君、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ここで先ほど、議題の提案理由の説明の中で、一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

失礼いたします。先ほどの議案第 1 号で、提案理由の説明のうち、税務課所管部分の賦課徴収費 291 万 5 千円、これは、森林譲与税の導入に伴うシステム改修の部分ですが、私はそのときの説明として、「この 291 万 5 千円は令和元年度より住民税に上乗せされるかたちで森林環境税が徴収されていますが」と、表現しましたが、これはあくまで森林環境税として徴収されるのは令和 6 年度からということで、この部分は削除といいますか、誤りでということです。どうも、すみませんでした。失礼いたします。

委員会付託（議案第 3 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 3 号 令和 4 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。議案第 3 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 18、発議第 2 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置については、議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置の理由について述べたいと思います。

三枝邦彦前町長は町長時代および議員、議長時代に職権、役職の権力を乱用して、後に具体的に説明しますが、度重なる不正、違法行為を繰り返してきた経緯があります。さらに、自己破産した後も、落選するまで町長職を継続した点については、批判と道義的責任を追及する町民の声が、今なお置き去りにされたままになっています。

私は、一連の三枝邦彦氏の不正・背信行為を権力の乱用による町政の私物化であると定義づけており、この町政の私物化により、わが町の行政が大きく歪められ、わが町の行政に対する信頼が深く傷つけられたと考えています。町長による行政の私物化は、執行部の内部で起きているため、当然ながら執行部が自ら調査し、再発防止策を打ち立てることは極めて困難な作業です。議会にはこうした事件が発生した際に、チェック機能を働かせ、行政の健全化を図るために、調査権と議案提案権が与えられています。

提案者は、私は複数にわたる不正、違法、背信行為を議員が独自に調査し、再発防止策を打ち立てるために、地方自治法 98 条に基づく調査特別委員会の設置を議会に提案いたします。

特別委員会の設置目的としては、町長や議員は特別職であれども、法律上その身分は地方公務員に位置付けられています。公務員は、憲法を遵守し、擁護する義務を負っており、また憲法に基づく法律の遵守義務と法人としての自覚、全体の奉仕者としての自覚を持たなければなりません。ところが、三枝邦彦氏は、これに反する事件を幾つも起こしています。

明確に申し上げます。提案者私が、提案している本案は、特別調査委員会の設置は、沖之島架橋工事をめぐる官製談合だけを審議の対象にしているわけではありません。三枝邦彦前町長の起こした事件および議会で、わが町の町政および議会において、不正、違法、町民への背信行為だと考えられる全てを対象にしています。特別委員会が調査すべきと決定した内容は、すべて調査の内容に入ります。具体的に官製談合事件以外で、三枝前町長が行った不正、違法行為について、いくつかを挙げたいと思います。。

1 つは、三枝邦彦氏が議員、議長時代に滞納していた自らが経営するホテル等の固定資産税について、差し押さえ等を受けず、町の債権が時効消滅し、欠損処理されていた事件について、これを調査する必要があると考えます。

1 つ、個人・法人の税情報を、三枝前町長が税務課職員にプリントアウトさせ、庁舎外部へ持ち出した事件。この持ち出しは、同時に記者クラブにこの情報が投げ込まれるという事件に発展しました。

1 つ、自己破産申請を裁判所に提出している前町長が、次期選挙に立候補する

にあたり、その選挙資金の出所を問われた際、公開を拒否、借金返済を拒否しながら、自身の選挙のためには支払う軍資金を用意していた。こうした件に対して住民に対し、どう説明するのか議会として明らかにする必要があります。

そしてもう 1 つ、大山一郎香川県議会議員が議長に就任した際、町長の交際費（公費）を支出して、私的な議長の就任祝賀会の参加費用を支出していた事件。

1 つ、秋祭りの際、町長名義で公金から各神社に御花を出していた。さらに、議員時代から太鼓台を出している各自治会に、自分名義で御花を出していた。ここで挙げた事件は、ほんの一部ではありますが、明確に違法であります。

こうした事件に対し、町長を罰する規定がないというという理由で、無罪放免にしてきたこうしたことが、今、わが町が犯罪の町として全体の地域から笑い物にされている原因となっています。

私は議会として、こういう事件を放っておかず、きちんと調査し、こうした事件が二度と起きないように、しっかりとチェック機能を果たしていくことが、本来の議会の役割であり、そして職員も不当な要求を受けることなく、心配なく安心して働け、町民から自治体に対する信頼を回復する唯一の道だと考えています。

以上が調査特別委員会を提案する提案理由になります。

以上で説明を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

発議第2号 前町長による不正背信行為等を調査する特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

5番 小川務君。

○5番（小川務君）

反対討論いたします。

今、議会として特別委員会を設置したとして、どういう方法で、どのような調査ができるのかを考えますと、私としては設置は難しいと判断しますので反対いたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

賛成討論させていただきます。

前町長が退任したからといって全てが終わったとは言えません。外部から見ても、土庄町政はゆがんで見えると言われたりしています。それを信頼できる町政に戻す、正すためにも、検証が必要だと考えるために賛成します。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

2番 石井亨君。

○2番（石井亨君）

賛成の立場から討論をしたいと思いますが、小川議員言われたとおりですね、実際に設置してどの程度の調査ができるのかってのは、たいへん大きな課題だと思います。ただ、実際に刑事事件として、事件として成立したものが1つあります。それ以外にもいろいろと、話題としてはたくさんあるようですが、それがどういう実態だったのか、議会としてどれだけの調査ができるのか、その限界性を知るということも、どういうかたちでチェック機能を果たせるかということを検討する上で、非常に重要なことかというふうに考えておりまして、そういう意味では、われわれ議会自身が議会の限界、あるいは可能性を知る上でも、ぜひこれは設置すべきだという視点から賛成をしたいと思います。以上

です。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

賛成の立場で発言いたします。

私は、議員になる前、いち町民からこの前町長のさまざまな不正に対して、取り組んでまいりました。そして、多くの皆さまのご支持をいただきまして、この議会に送っていただきました。その多くの声は、「議会がきっちりチェック機能として果たしてほしい」そういう圧倒的な声の中で、この壇上に送っていただきました。その責任と同時に、人間としての社会的常識としても、このことが問われています。とくに、提案者がありました具体的な内容がございます。

私が掌握してるのは税金滞納、あつてはならんことと、私たち議員も税金で収入を得ているわけです。この税金を議員をしながら、あるいは町長をしながら、さまざまな理由で滞納し、あつた事実なわけです。これだけでも、たいへん大きな問題、結果的に、最終的には事件まで起こされたわけです。これは行政の方が、鋭意努力をしながら入札制度の改善したり、たいへんご苦労されています。両輪であるべき議会が、きちっと必ずきちっとしたけじめを町民の皆さまに示さなければならないと私は思っています。それが議員の責任であろう。一人一人の心に訴えたい。難しい話ではございませんので、賛成の立場で発言を終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

提案者でありますけれども、賛成討論する権利がありますので、賛成の討論をさせていただきます。

小川議員が理由が分からないというふうにおっしゃられるんですけれども、私は理由が分からない方に、委員会に入ってくださいとお願いはしております。理由が分からないのであれば、傍聴席の方から見ていただいたら結構です。それと、理由が分からない理由として、何を調査するんだとおっしゃられてますけれども、例えば、先ほど私が言いました大山一郎県議の議長就任

の際の支出、公費の支出については、町長の交際費にきちんと文書として残ってるんです。事実として残ってるんですね。それから、秋祭りの神社への御花、この 1 万円も町長の交際費として残ってるんです、きちんと。証拠の文書が公文書として残ってるんです。こうしたものを扱ってきちんと調査をして、たとえ誰が町長になったとしても二度と不正が起きないようにする。そのことをやろうということが、どうして何をしたらいいか分からないという話になるのか私にはさっぱり分かりません。分かる人間できちんと調査を行う。以前の議会のことが分からない新人の議員さんで、以前のことが分からないという理由で、反対するというのは筋が通っていないということを強調して、賛成討論とします。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

反対の立場で発言させていただきます。

福本議員が最初冒頭で説明したように、犯罪の町とか、笑い物にされてるという感覚は全くありませんので、私は反対の立場で申し上げたいと思います。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 19、発議第 3 号 インボイス制度の実施の中止を求める意見書については、議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

意見書の提出について説明を行います。

インボイス制度の実施の中止を求める意見書、物価高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えています。政府は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として 2023 年 10 月 1 日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、昨年 10 月からインボイス発行事業者の登録申請を開始しました。

対象者は 1100 万人を超えると見込まれ、農林水産業者や俳優、劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽講師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など多岐に上ります。これまで年間の課税売上額が 1000 万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになります。消費税免税事業者はインボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念もあります。

財務省はインボイス制度の導入で 161 万人の免税事業者が新たに課税事業者になり、消費税率を引き上げなくても 2480 億円の増収になると試算しています。同制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねません。

日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。よって、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強くお願いいたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、提出をいたします。

○9 番（福本耕太君）

失礼いたしました。実施することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、提出をいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 3 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 3 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 3 号 インボイス制度の実施の中止を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

反対の立場から討論いたします。

インボイス制度導入の大きな要因は、消費税が 2019 年 10 月に引き上げされた際、軽減税率が導入されたため、10%と 8%の複数税率を正確に分けて、納税額を計算できるようにすること。

また、課税売上 1000 万円以下の事業者の方などの免税事業者は、消費税が免税されており、課税事業者との不公平を解消するための制度でもあろうかと思えます。一方、今まで免税であった事業者にとっては、課税事業者になれば免税がなくなるわけですから、納税義務が発生し、また複雑な納税事務などの負担も生じるかと思いますが、税の公平性の観点、消費者一般に幅広く負担を求める消費税の趣旨からみますと、制度の矛盾を解消し、公平な納税を行うためにも中止ではなく、いかにこの制度が円滑に適正に運用されていくかを注視していくことが大事かと思えます。

このような理由から、中止を求める意見書に賛成しかねますので反対いたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

賛成の立場で発言します。

全事業者の 4 割を占める小規模事業者フリーランスが増税になる可能性があります。インボイス登録も分かりにくく、困っている事業者もいます。登録、登録困難な制度自体もおかしいと思います。インボイス導入を機に廃業をする事業者が増えると予測されています。農家の 9 割も免税事業者、自給率 38% の日本、その多くが廃業するのではないかと危惧されています。小事業者を苦しめるような税制に反対します。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

賛成討論をいたします。

これまで、1000 万円以下の業者に対して消費税が免税されてきたという話ですけれども、これについては大企業や力のある企業については、消費税分を価格に転嫁することができるんです。

ただ、そうした大企業から値段を下げるように買い叩かれる中小零細業者の場合は、原材料購入する際には消費税を払わなければならない。しかし、その消費税分を買い叩かれるわけですから、上の会社から価格に転嫁することができないという現状があり、それによって、1000 万円以下の年商がないところについては、消費税納めなくてもいいという特例が設けられてきたのが背景です。ですので、消費税の税の公平性を害するということではなくて、もともと力のない中小業者、零細業者を守るために作られてきた、そういう仕組みがあるということを訴えたいと思います。以上で賛成討論終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 3 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

散会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。なお、10 分後より、委員会室におきまして、総務建設常任委員会を開催いたします。

終了後、引き続き、教育民生常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

散 会 午前 11 時 12 分